

業務方法書（抜粋）

第2の1の(7)のア

(7) 価格差補填交付金の交付

ア 協会は、標準取引価格（月ごと）が補填基準価格を下回った場合には、加入生産者に対し、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割に加入生産者が販売した当該月の鶏卵の数量（当該月の契約数量（2の成鶏更新・空舎延長事業に参加した者の当該事業に係る空舎期間を含む月にあつては、以下の算定式から得られた数量Q（キログラム未満切捨て）を上限とする。以下同じ。）を乗じて得た額の6分の5に相当する額（円未満切捨て）を価格差補填交付金として、補填支払準備金から速やかに加入生産者に交付することとする（積立金 交付額）。

$$Q = Q1 - (Q2 \times A \times D1 \div D2 \times 1 / 2)$$

Q：成鶏更新・空舎延長事業に参加した者の当該事業に係る 空舎期間を含む月における上限数量

Q1：当該月の契約数量

Q2：1羽当たり当該月の契約数量

A：成鶏更新・空舎延長事業参加羽数

D1：当該月の空舎日数

D2：当該月の日数